

医療機関における個人情報保護法の留意点

—警察、家族等から問い合わせへの対応法—

医療機関には通常膨大な個人情報が集積しています。なおかつ、医療情報はセンシティブ情報の典型であり、取扱いを間違えると重大な問題に発展する可能性があります。個人情報の取り扱いについては「個人情報法が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」（個人情報保護法3条）ありますが、医療分野は「特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つ」（6条）とされているのもそのためです。

他方で、医療機関の保有する個人情報については、警察、家族、学校、裁判所等から問い合わせが多いのも特徴で、多くの医療機関がその対応に苦慮しているのではないのでしょうか。今回の講演では、このような問い合わせ等についてどのように対処すべきかについて、個人情報保護法、『個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス』（厚労省）等を参照しながら、具体的に考察していきたいと思えます。皆様の経験した事案なども、積極的に紹介していただきながら、より実践的な議論ができることを期待しています。（講師より）

【講師】小賀坂 徹 弁護士（馬車道法律事務所・横浜市）

【日時】2月28日（木）19時～21時

【会場】三島市民文化会館 小ホール

（三島市一番町20-5 JR三島駅南口から徒歩5分）

※参加者用駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

【対象】医師、歯科医師、スタッフ等

【参加費】無料

※医療安全管理研修の受講証を発行いたします。

申込書 FAXでご返送ください 054-281-7473

◇2/28 医療機関における個人情報保護法の留意点に参加する。（ ）人

医療機関名 _____

会 員 名 _____

市・町 _____